

令和8年度 群馬県社会福祉事業団本部事業計画

基本方針

近年、生産年齢人口の減少をはじめとする本格的な人口減少社会の到来、福祉ニーズの複雑・多様化、また、地域社会そのもののあり方が変容を遂げており、社会福祉法人もこうした変化に応じた対応が求められている。

様々な福祉課題を解決していくためには、盤石な経営基盤の確立が不可欠であるが、とりわけ人材の確保・育成・定着は、法人が持続的に地域社会の中で福祉サービスを提供するための重要な要素であり、喫緊の課題である。

このため、処遇改善加算を活用したインセンティブの働く人事・給与制度改革、ICTの活用による業務改善、外国人材へのアプローチ及び次代を担うリーダー育成に積極的に取り組み、職員一人ひとりが主体性を持ってアクションを起こせる組織風土を醸成しながら、「未来創造クローバープラン（中長期計画）」の具現化に向けて、課題解決を進めていくこととする。

事業内容

■特別養護老人ホームの運営

特別養護老人ホーム4園は、稼働率の向上に努め長期的視点に立った経営手法を確立し、それぞれの地域の高齢者福祉の拠点として特徴ある施設づくりをすすめ、地域住民のニーズに継続して応えられる体制を確立する。

■障害福祉サービスの運営

指定管理施設である県立障害者リハビリテーションセンター及び館林市障がい者総合支援センターでは、民間施設との機能分担のあり方を検討し、県立及び市立施設としての役割を更に追求する。また、まるべりー（グループホーム事業他）では、障害者の地域移行と社会参加を推進し、伊勢崎市、桐生市、館林市で運営する相談支援事業では、他の障害者福祉サービスとの連携を図り、ネットワークの構築や地域の福祉ニーズの掘り起しに取り組んでいく。

■指定管理施設の運営統括

指定管理申請に基づいた事業を着実に推進するとともに、利用者ニーズを把握し、事業内容を常に見直すなどの取組により、利用者の確保と満足度の向上に努める。

本年は、県立障害者リハビリテーションセンターが申請年となる。これまでの経験とノウハウを基に、継続運営を目指す。

本年度の重点的項目

1 中長期計画に基づいた経営

中長期計画に基づき、令和5年度から人事評価制度をはじめとした職員の働く環境の整備に取り組んできた。令和8年度も法人の基盤整備年として位置づけ、特にマネジメント層を中心とした「運営」から「経営」への意識変革を加速する。

（1）中長期計画の進捗管理

法人の将来像を見据えた、施設整備、人材育成、給与体系等法人全体の運営に関する各種課題を解決するためには、計画の進捗管理が重要となる。このため、年度毎のアクションプランを策定し、年度末にPDCAサイクルに基づいた評価・改善を行う。

（2）特養の改築を見据えた基本構想策定準備に着手

法人内特養4施設中3施設が設置から30年以上を経過しており、施設の劣化が進んでいる。中でも特別養護老人ホーム高風園は、令和20年に施設改築を予定していることから、本年より基本構想策定に向けた検討を開始する。

（3）適正な人員配置による効率的な経営

適正な職員定数に基づいた定数管理を徹底し、効率的、効果的の経営に努める。

2 人材の確保・育成への取り組み

(1) 給与制度改革

令和5年度から令和7年度までに給与制度の全面刷新が完了した。今後は、毎年の賃金水準調査を行い、職員処遇の充実を図る。

また、本年から定年年齢を65歳まで段階的に引き上げ、知識・経験のある職員が意欲とやりがいをもって働き続けられる組織作りをすすめる。

(2) 人材確保対策の強化

介護職員の処遇改善を継続的に行うとともに、介護員養成校への積極的な訪問活動やホームページ等を通じた広報活動など人材確保対策の一層の強化を図る。

(3) 外国人材の受入

令和9年4月に現行の技能実習制度に代わり、育成就労制度が施行される。当法人では、令和6年度に策定した受入計画に基づき、外国人留学生を含め受け入れをすすめてきたが、新たな制度のもとで、技能の習得ができるよう、資格試験対策を含めた育成計画の策定と定着促進に取り組む。

(4) 人材育成の強化

法人キャリアパスに基づき、職員一人ひとりがキャリアデザインを描ける支援を行うとともに、新たに導入した役職任期制を活用するなど、次代のリーダー養成に着手する。

また、研修指導センターを中心として効果的な階層別及び目的別研修を実施する。

(5) 人事評価制度の確立

令和6年度に「職員の能力開発」、「組織マネジメント力の向上」、「処遇への反映」をねらいとした人事評価制度を本格稼働させた。

今年度も継続した評価者研修をはじめとした各種研修を実施し、理解の深化をすすめる。

3 広報戦略

情報発信は、利用者や人材確保、法人に対する理解促進、職員とのコミュニケーションを通じた組織活性化に重要である。

このため、広報委員会及び広報推進担当を中心に、広報戦略についての各種検討を行う。

4 地域共生社会実現に向けた地域における公益的な取組の実施

地域共生社会の実現に向け、「地域貢献推進ビジョン」及び「アクションプラン」に基づき、各施設における取組、法人全体としての取組及び他の社会福祉法人との連携による取組の三つの柱建てにより積極的に地域貢献事業の推進を図る。

なお、令和7年度から開始した「地域を花でいっぱい」に」を継続するとともに、施設毎にテーマを定め、新規取組も実施する。

5 災害対策の取組

地震、台風をはじめとする自然災害においては、いかに福祉サービスを継続させていくかが大きな課題であり、日頃から避難計画をはじめとした各種マニュアルの策定や訓練の実施に加え事業継続計画の策定も含めた万全の備えが求められている。

このため、各種防災マニュアル及びBCP計画に基づき、有事に際しても利用者の安全確保と継続した事業が実施できるよう万全に備える。

他の社会福祉法人との連携としては、県内では施設間相互応援や災害派遣福祉チーム(DWAT)等の災害福祉ネットワークへの積極的な対応を行うとともに、災害時相互応援協定を締結している関東内四県の事業団とはブロック会議等を通して情報共有を図り、連携強化に務める。